

(参考配布)

「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方についてのシンポジウム」 の開催結果について

平成 17 年 1 月 14 日
原子力安全課
原子力規制室

文部科学省科学技術・学術政策局の研究炉等安全規制検討会は、原子力の安全規制を巡る現状を踏まえ、平成 16 年 8 月より、核物質防護の強化、クリアランス制度の導入、解体・廃止に係る規制の一層の明確化、少量核燃料物質の使用に係る安全規制及び自然放射性物質の使用に係る安全管理について検討を行い、本年 11 月 22 日にそれまでの検討結果を「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について(案)」として取りまとめた。

本報告書については、本年 11 月 27 日(土)より 12 月 26 日(日)まで、一般からの意見募集を行うとともに、報告書(案)に示された内容の理解促進と意見交換の場として、シンポジウムを開催した。

1. 主 催：文部科学省

2. 開催日時：平成 16 年 12 月 6 日(月) 午後 1 時から午後 4 時 15 分

3. 場 所：三田共用会議所 講堂(東京都港区三田 2-1-8)

4. 出席者：

講演者 中 込 京都大学教授

小佐古 東京大学助教授、

渡 部 日本原子力研究所デコミッション技術業務管理室長、

柴 田 高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター長

一般参加者及び関係省庁等 96 名

文部科学省科学技術・学術政策局 青山原子力安全監、加藤原子力安全課長、

青木原子力規制室長、黒村安全審査企画官、吉田運転管理・検査管理官 他

5. 開催状況

冒頭、青山原子力安全監より、原子力開発利用に係る安全規制における文部科学省の役割、研究炉等安全規制検討会の目的、今回の検討の趣旨及び今回のシンポジウム開催趣旨等を内容とする挨拶を行った。

これに引き続き、青木原子力規制室長、吉田管理官及び黒村企画官より報告書(案)の内容の説明を行った。

また、各事項の専門家 4 名から講演を行った。

核物質防護の強化について(京都大学 中込教授)

クリアランスについて(東京大学 小佐古助教授)

日本原子力研究所における試験研究用原子炉の廃止措置概要

(日本原子力研究所 渡部デコミッション技術業務管理室長)

顕微鏡試料作成上の安全取扱(注：少量核燃料物質の使用関連)

(高エネルギー加速器研究機構 柴田放射線科学センター長)

6. 主な質疑応答の概要

核物質防護検査の頻度はどの程度を想定しているのか。それは、事業所の状況によって変わるのか。一律に年何回というような方式か。

核物質防護検査は、最低年1回は行っていくことを検討している。検査の内容によっては変更箇所のみ確認することとするなど事業者に対して過度な負担を強いる検査とならないよう検討している。

EU（欧州連合）のEC委員会のガイドラインでは、クリアランスを「一般クリアランス」と「特定クリアランス」に区分している。我が国でも「特定クリアランス」を定めてはどうか。

海外では、一般の廃棄物と同様に処分されるものの他に、再利用先を限定した場合のクリアランスについても運用している場合がある。再利用先を限定することについては、今回の検討では考慮されていない。

今回のクリアランスの検討では、保管中及び運転に伴って発生する廃棄物も対象にしているのか。また、減衰貯蔵によるクリアランスの取り入れはどうか。

本検討においては、廃止及び解体に伴う廃棄物のクリアランスを対象としている。運転に伴い発生する廃棄物にも適用できると考えているが、今後検討すべき課題が多く、今回の検討からははずれている。

同時期に各種施設を廃止する場合に、廃棄物の一時保管などに施設・設備を共用できないか。

廃止段階の施設・設備の共用については、廃棄物の保管や廃棄など、各事業区分毎に、責任関係の明確化がなし得るか否かなど、整理・検討する必要があると考えている。

使用する核燃料物質の量や種類にはウラン系、プルトニウム系など大きな相違があり、廃止段階の潜在的危険度に応じたきめ細かな技術基準を作成すべきではないか。

合理的な安全規制を行う観点からは、潜在的な危険性等を考慮することが重要であり、今後、ご指摘の点も踏まえて廃止措置に係る技術基準の検討・策定を行っていくことを考えている。

既に解体届を提出し、解体作業を行っているものに対する廃止措置に係る計画の認可はどのようになるのか。

新制度導入後は、その時点以降の計画について認可が必要となる。認可手続きについては、十分な経過措置期間を設けるなど、スムーズに移行できるよう配慮する。

少量核燃料物質の使用（ウラン 1g-300g、トリウム 3g-900g）にあたり、使用の状況を示す帳簿等を準備しなくとも良いか。また、国際規制物資としての手続きには、従来通りと理解して良いか。

安全上の技術基準については適用される。計量管理に係る手続きは従来どおりである。

以上